

令和4年第9回宮崎市議会（12月定例会）

提出案件一覧（その2）

1 件数

	今 回	累 計
議 案	12 件	(37 件)
報 告	0 件	(5 件)
合 計	12 件	(42 件)

2 内訳

(1) 議案（12件）

①令和4年度補正予算案（その2）（9件） ⇒ 議案第143号～議案第151号

②条例案（3件） ⇒ 議案第152号～議案第154号

3 議案の概要

議案第143号から議案第151号まで 令和4年度補正予算案（その2）（9件）

《一般会計》

議案第143号 令和4年度宮崎市一般会計補正予算（第13号）案
【財政課（予算担当課）】

《特別会計》

議案第144号 令和4年度宮崎市公営住宅建設資金特別会計補正予算（第2号）案
議案第145号 令和4年度宮崎市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）案
議案第146号 令和4年度宮崎市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）案
議案第147号 令和4年度宮崎市卸売市場特別会計補正予算（第4号）案
議案第148号 令和4年度宮崎市介護保険特別会計補正予算（第2号）案
【財政課（予算担当課）】

《企業会計》

議案第149号 令和4年度宮崎市水道事業会計補正予算（第2号）案
議案第150号 令和4年度宮崎市公共下水道事業会計補正予算（第2号）案
議案第151号 令和4年度宮崎市農業集落排水事業会計補正予算（第1号）案
【上下水道局 管理部 財務課】

別添「令和4年度12月補正予算案概要（その2）」のとおり

議案第152号から議案第154号まで 条例案（3件）

議案第152号 宮崎市職員の給与に関する条例及び宮崎市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正について 【人事課】

◇提案理由

国家公務員の給与に関する人事院の勧告を踏まえ、本市職員に支給する給与についての改定を行うため。

◇主な内容

1 給料表

「行政職給料表（別表第1）」及び「医療職給料表（別表第2）」の給料月額を平均で0.24%引き上げる。

※ 特定任期付職員については、1号給の給料月額を1,000円引き上げる。

2 勤勉手当等

勤勉手当の支給割合を、次のとおり年間で0.1月分引き上げる。

《令和4年度》12月の勤勉手当を0.1月分引上げ（1.05月）

《令和5年度》6月及び12月の勤勉手当をそれぞれ0.05月分引上げ（1.0月）

	現行	改正後	
		令和4年度	令和5年度
6月勤勉手当の支給割合	0.95月（0.45月）	変更なし	1.0月（0.475月）
12月勤勉手当の支給割合	0.95月（0.45月）	1.05月（0.5月）	1.0月（0.475月）
合計	1.9月（0.9月）	2.0月（0.95月）	2.0月（0.95月）

※ 表内の（ ）書きは、再任用職員。

※ 特定任期付職員については、令和4年度から期末手当の支給割合を年間で0.05月分引き上げ、令和4年度の12月期末手当の支給割合を1.675月、令和5年度の6月及び12月の期末手当の支給割合をそれぞれ1.65月とする。

◇施行期日

公布の日（ただし、1に係る規定は令和4年4月1日に遡って適用、2のうち令和4年度に係る規定は令和4年12月1日に遡って適用。令和5年度に係る規定は、令和5年4月1日施行。）

議案第153号 宮崎市議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部改正について

【人事課】

◇提案理由

本市職員の給与改定を踏まえ、議会の議員の期末手当の額の改定を行うため。

◇主な内容

議会の議員の期末手当の支給割合を、次のとおり年間で0.05月分引き上げる。

《令和4年度》12月の期末手当を0.05月分引上げ（1.675月）

《令和5年度》6月及び12月の期末手当をそれぞれ0.025月分引上げ（1.65月）

	現行	改正後	
		令和4年度	令和5年度
6月期末手当の支給割合	1.625月	変更なし	1.65月
12月期末手当の支給割合	1.625月	1.675月	1.65月
合計	3.25月	3.3月	3.3月

◇施行期日

公布の日（ただし、令和4年度に係る規定は、令和4年12月1日に遡って適用。令和5年度に係る規定は、令和5年4月1日施行。）

議案第154号 宮崎市常勤の特別職の給与に関する条例及び宮崎市教育長の給与等に関する条例の一部改正について

【人事課】

◇提案理由

本市職員の給与改定を踏まえ、常勤の特別職及び教育長の期末手当の額の改定を行うため。

◇主な内容

市長、副市長、上下水道局長、代表監査委員及び教育長の期末手当の支給割合を、次のとおり年間で0.05月分引き上げる。

《令和4年度》12月の期末手当を0.05月分引上げ（1.675月）

《令和5年度》6月及び12月の期末手当をそれぞれ0.025月分引上げ（1.65月）

	現行	改正後	
		令和4年度	令和5年度
6月期末手当の支給割合	1.625月	変更なし	1.65月
12月期末手当の支給割合	1.625月	1.675月	1.65月
合計	3.25月	3.3月	3.3月

◇施行期日

公布の日（ただし、令和4年度に係る規定は、令和4年12月1日に遡って適用。令和5年度に係る規定は、令和5年4月1日施行。）